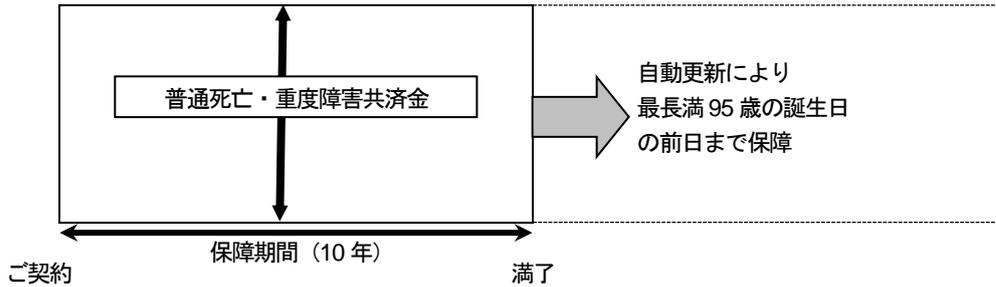


● 重度障害共済 ●

■ しくみ



■ お支払事由など（お支払事由の詳細およびお支払いできない場合等については、ご契約のしおり（約款）をご覧ください。）

お支払いする共済金	お支払事由	受取人
普通死亡共済金 (*1)	死亡されたとき	死亡共済金受取人 (*3)
重度障害共済金 (*1)	責任開始期以後に生じた傷害または疾病により重度障害状態 (*2) になられたとき	共済契約者

(*1) 普通死亡共済金、重度障害共済金は重複してお支払いしません。いずれかの共済金をお支払いした場合には、ご契約は消滅します。

(*2) 対象となる重度障害状態については、ご契約のしおり（約款）別表をご覧ください。

(*3) 共済契約証書の死亡共済金受取人欄に「ご契約のしおりに記載のとおり」と記載されているご契約の場合は、次の順序で上位の者が死亡共済金受取人となります。

- ① 共済契約者の配偶者 ② 同子女 ③ 同父母 ④ 同孫 ⑤ 同祖父母 ⑥ 同兄弟姉妹

■ お支払額

1口あたりの共済金のお支払額は次のとおりです。

契約・更新年齢	普通死亡共済金・重度障害共済金	契約・更新年齢	普通死亡共済金・重度障害共済金
15歳～39歳	500万円	60歳～69歳	200万円
40歳～49歳	400万円	70歳～79歳	100万円
50歳～59歳	300万円	80歳～94歳	50万円

* ご契約に関するお問い合わせ：カスタマーセンター部 0120-977-010（受付時間 9：00～19：00 土日・祝日・年末年始を除く）

* 共済金のご請求：0120-977-002（受付時間 9：00～17：00 土日・祝日・年末年始を除く）

楽天生命保険株式会社 〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1-14-1 楽天クリムゾンハウス

ご契約のしおり（約款） 重度障害共済

重度障害共済の趣旨について

この共済契約は、共済契約者が死亡し、または所定の障害状態（重度障害状態）になった際に共済金をお支払いするものです。

(1口当たり)

共済契約者の資格・保障

■共済契約者の資格

- 第1条 共済契約者の資格は、申込みの日において、日本に居住し、契約年齢が15歳以上80歳未満で、健康で正常に就業または日常生活を営む者としてします。
- 2 共済契約者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、共済契約者の年齢は、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加算して計算します。

■責任開始期、保障期間、掛金の払込

- 第2条 会社が告知・口座振替依頼を含む共済契約申込書の内容を審査して承諾した場合に、告知の時または初回掛金を受領した時のいずれか遅い時を責任開始期とします。責任開始期の属する日を責任開始日とします。契約日は責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- 2 保障期間は、契約日から10年間とします。保障期間満了日までの掛金が払込まれ、かつ、共済契約者から保障期間満了日の2週間前までに共済契約を継続しない旨の通知がない場合、自動更新されます。
- 3 前項の自動更新については、次のとおり取り扱います。
- ①自動更新の場合には、継続した保障期間とみなします。
 - ②更新後の保障期間は、満年齢95歳の誕生日の前日を限度とします。
 - ③ご契約のしおりおよび掛金等は将来変更されることがあります。更新後の共済契約には、更新日のご契約のしおりおよび掛金等が適用されます。
 - ④更新日に会社がこの共済契約を取り扱っていない場合には、会社は自動更新を取り扱いません。
- 4 掛金の金額は契約年齢により計算します。また、共済契約が更新された場合、更新後の掛金の金額は、更新時の年齢（以下「更新年齢」といいます。）により計算します。
- 5 掛金の払込方法は、月払となります。
- 6 掛金の払込経路は、初回の掛金を除き、口座振替とします。
- 7 第2回以後の掛金の払込は、共済契約者の掛金振替指定口座から払込期月の27日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日。以下同じ。）に当月の掛金として自動振替となります。また、27日に振替ができなかった場合は、その翌月の27日に前月分と併せて振り替えます。
- 8 共済契約申込みを承諾した場合には、共済契約証書の交付をもって、承諾の通知にかえます。

保障（共済金）の内容

■共済の種類

- 第3条 この共済契約は、次条以下に定める普通死亡・重度障害を保障するものです。
- 2 共済契約の口数は、会社の定めるところにより取り扱います。

■共済金

- 第4条 この共済契約の共済金は、契約年齢（共済契約が更新される場合には更新年齢）に応じて、次のとおりとなります。

契約・更新年齢	保障額		
	普通死亡・重度障害	普通死亡・重度障害	
15歳～19歳	500万円	60歳～64歳	200万円
20歳～24歳	500万円	65歳～69歳	200万円
25歳～29歳	500万円	70歳～74歳	100万円
30歳～34歳	500万円	75歳～79歳	100万円
35歳～39歳	500万円	更新年齢	保障額
40歳～44歳	400万円		普通死亡・重度障害
45歳～49歳	400万円	80歳～84歳	50万円
50歳～54歳	300万円	85歳～89歳	50万円
55歳～59歳	300万円	90歳～94歳	50万円

- 2 責任開始期から契約日の前日までに、共済金の支払事由が生じた場合の支払額は、契約日となるべき日における保障額とします。

■普通死亡・重度障害共済金の支払

- 第5条 この共済契約において支払う共済金の種類、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりとなります。

種類	支払事由	支払額	受取人
普通死亡共済金	共済契約者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病により保障期間中に死亡したとき	第4条に定める額	死亡共済金受取人
重度障害共済金	共済契約者が責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保障期間中に別表に定める重度障害状態（以下「重度障害状態」といいます。）に該当したとき。 なお、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって重度障害状態に該当したときを含みます。	第4条に定める額	共済契約者

- 2 共済契約者の生死が不明の場合でも、死亡したものと会社が認めるときは、普通死亡共済金を支払います。
- 3 共済契約者が重度障害状態に複数該当した場合でも、会社は、重度障害共済金を重複しては支払いません。
- 4 重度障害共済金を支払う前に普通死亡共済金の支払請求を受け、普通死亡共済金が支払われるときは、会社は、重度障害共済金を支払いません。
- 5 重度障害共済金が支払われた場合には、その支払後に普通死亡共済金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 6 次の各号のいずれかにより共済金の支払事由に該当した場合には、重度障害共済金を支払いません。
- ①法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた

事故

- ②酒気帯び運転中の事故
- ③精神障害中の事故

7 薬物依存により重度障害共済金の支払事由に該当した場合には、重度障害共済金を支払いません。「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

共済金の請求・支払

■共済金の請求・支払手続

第6条 共済金の支払事由が生じたときは、共済契約者または共済金の受取人は速やかに会社に請求してください。

2 共済金の支払事由が生じたときは、次の会社所定の書類を共済金の種類に応じて提出してください。

- ①所定の共済金支払請求書（事故状況報告を含む。）
- ②医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書）
- ③会社所定の様式による医師の診断書
- ④共済金の受取人の印鑑証明書
- ⑤共済契約者および共済金の受取人の戸籍謄本
- ⑥公的機関の事故証明書
- ⑦共済契約証書

3 会社は前項で定めた書類以外の提出を求めることができます。

4 共済金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着の翌日から、その日を含めて起算して）5営業日以内に共済契約者または共済金の受取人の指定口座に振込みます。ただし、その指定口座は、日本にある口座に限ります。

5 共済金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、共済契約の締結時から共済金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて30日を経過する日とします。この場合、会社は共済金の請求をした者にその旨を通知します。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
共済金の支払事由に該当する事実の有無
- (2) 共済金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
共済金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める前号以外の解除事由または詐欺に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または共済契約者もしくは共済金受取人の共済契約締結の目的もしくは共済金請求の意図に関する共済契約の締結時から共済金請求時までにおける事実

6 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。この場合、会社は共済金の請求をした者にその旨を通知します。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 30日
- (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、共済契約者または死亡共済金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 60日

7 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または共済金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は共済金を支払いません。

8 共済金を請求する権利は、3年間請求がない場合消滅します。

■共済金の代理請求

第7条 重度障害共済金の支払事由が生じ、共済契約者に重度障害共済金を請求できない事情があるときは、共済契約者の配偶者（配偶者がいないときは、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にしている3親等以内の親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、共済契約者のために共済契約者に代って重度障害共済金を請求することができます。この場合、その後重複して重度障害共済金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

■死亡共済金受取人の指定または変更

第8条 共済契約者は、普通死亡共済金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

- 2 共済契約者が前項の指定または変更をする場合には、所定の様式に従い手続きを行ってください。
- 3 第1項の指定または変更をしたときは、共済契約証書に表示します。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡共済金受取人に普通死亡共済金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡共済金受取人から普通死亡共済金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 死亡共済金受取人が2名以上のときは、代表者1名を選定してください。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代理するものとします。
- 6 死亡共済金受取人が普通死亡共済金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡共済金受取人とします。
- 7 前項の規定により死亡共済金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡共済金受取人となった者のうち生存している他の死亡共済金受取人を死亡共済金受取人とします。
- 8 前2項により死亡共済金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

共済契約の無効・解除・取消・失効・終了

■共済契約の無効、解除、取消、失効、終了

第9条 次の場合、この共済契約は無効となります。

- (1) 申込みが共済契約者の意思によらなかったとき
- (2) 申込みの日において、共済契約者が共済契約者の資格の範囲

- 外であったとき、または責任開始期前にすでに死亡していたとき
- 2 共済契約者が、故意または重大な過失により、共済契約申込書の記載事項（会社が告知を求めた事項）に不実のことを告げたとき、または重要な事実を告げなかった場合（告知義務違反の場合）には、この共済契約は将来に向かって解除されます。
 - 3 次のいずれかに該当する場合には、会社は、前項の規定による共済契約の解除をすることができません。
 - (1) 共済契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために共済契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために共済契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、共済契約者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、共済契約者に対し解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 共済契約の締結または復活後、会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1カ月を経過したとき
 - (5) 責任開始日からその日を含めて2年以内に共済金の支払事由が生じなかったとき
 - 4 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、共済契約者が、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
 - 5 本共済制度の趣旨に反する次のような行為があった場合には、この共済契約は将来に向かって解除されます。
 - (1) 共済契約者または死亡共済金受取人が普通死亡共済金や保険金（当社以外から支払われたものを含みます。）を取得する目的で事故を発生させていた場合
 - (2) 共済契約者がこの共済契約の重度障害共済金を取得する目的で事故を発生させていた場合
 - (3) 共済金の受取人がこの共済契約の共済金の請求に関し詐欺行為を行った場合
 - 6 共済契約者の詐欺により共済契約を締結または復活したときは、会社は共済契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ掛金は払い戻しません。
 - 7 払込期月中に掛金の払込がない場合、払込期月の翌月1日から末日までが猶予期間となります。猶予期間満了日までに共済金の支払事由が生じたときは、未払込掛金を共済金から差し引くこととします。猶予期間満了日までに掛金の払込がない場合には、猶予期間満了日の翌日から、この共済契約は失効します。
 - 8 共済契約者が死亡したとき、または重度障害状態に該当し重度障害共済金が支払われたときは、死亡時または重度障害状態に該当した時に遡及してこの共済契約は終了します。
 - 9 共済契約者は、いつでも将来に向かって解約の手続きをとることができます。ただし、解約による解約返戻金はありません。

共済金の不支払

■共済金の不支払

- 第10条 共済金の支払条件は、第5条の定めるところによります。
- 2 前項の定める条件によるほか、次の場合には、共済金を支払いません。なお、すでに共済金が支払われていたときは、会社は、その返還を請求することができます。
 - (1) 契約が無効であったとき、解除されたとき、または失効したとき
 - (2) 共済契約者または死亡共済金受取人の故意によって普通死亡共済金の支払事由が生じたとき
 - (3) 共済契約者の故意、重大な過失または犯罪行為によって重度障害共済金の支払事由が生じたとき

- (4) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺または自殺をはかったことによって共済金の支払事由が生じたとき
- 3 地震・噴火または津波、戦争その他の変乱によって共済金の支払事由が発生し、この共済制度の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めた場合は、その影響の程度に応じて共済金を削減して支払うことがあります。

共済契約内容の変更・その他

■共済契約内容の変更、解約

- 第11条 住所・氏名に変更が生じた場合は、所定の様式に従い、会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 前項の通知がなく、共済契約者の住所を会社が確認できなかった場合には、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、共済契約者に到達したものとみなします。
 - 3 掛金振替指定口座を変更される場合は、所定の様式に従い、変更していただきます。
 - 4 解約する場合は、共済契約証書裏面の通信欄に「①解約日②解約の旨」を記載し、「③署名④捺印」のうえ送付、または所定の様式に従い申し出てください。掛金の振替は解約日の属する月を最後に停止し、解約日をもって保障を終了します。ただし、記載された解約日以後に書類が到着した場合、書類の到着した日を解約日とします。

■特別条件

- 第12条 契約時に共済契約者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときは、その危険の種類および程度に応じて共済金または掛金に特別条件を付する場合があります。この場合、特別条件の内容および特別条件を適用する期間は共済契約証書に表示します。
- 2 特別条件を付した契約を更新する場合で、前項の規定により共済契約証書に表示された期間が全期間である特別条件については、更新前の契約に付された特別条件と同一の条件を付して更新します。

■配当金・解約その他の返戻金

- 第13条 この共済契約には配当金はありません。
- 2 この共済契約には解約・解除における解約その他の返戻金はありません。
 - 3 普通死亡共済金の支払事由が生じ、第10条第2項(2)または(4)に該当したことによって普通死亡共済金が支払われない場合、共済契約者のために積み立てた金額（以下「積立金」といいます。）があるときは、共済契約者の法定相続人に支払います。ただし、死亡共済金受取人が故意に共済契約者を死亡させた場合で、その死亡共済金受取人が普通死亡共済金の一部の受取人であるときは、普通死亡共済金の残額をその他の死亡共済金受取人に支払い、支払われない部分の積立金を共済契約者の法定相続人に支払います。

■管轄裁判所

- 第14条 この共済契約における共済金等の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

■共済契約の復活に関する特則

- 第15条 共済契約者は、共済契約が失効した日からその日を含めて1年以内であれば、会社の承諾を得て、共済契約を復活することができます。
- 2 共済契約の復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な

事項のうち会社所定の告知書で告知を求めた事項について、共済契約者は、その書面により告知してください。また、会社が指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

- 3 共済契約者が本条の復活を請求するときは、会社所定の復活請求書（告知書を含みます。以下「復活請求書」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- 4 会社が本条の復活を承諾したときは、共済契約者は、会社の指定した日までに、延滞掛金を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 5 本条の規定により共済契約を復活する場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条第1項の責任開始期の規定にかかわらず、延滞掛金を受け取った時（共済契約者に関する告知の前に受け取った時は告知の時）を責任開始期とし、責任開始期の属する日を復活日とします。
 - (2) 第5条第1項、第9条第1項および第10条第2項中、「責任開始期」とあるのは「最後の復活の際の責任開始期」と読み替えます。
 - (3) 第9条第3項中、「責任開始日」とあるのは「最後の復活の際の復活日」と読み替えます。
 - (4) 第9条第2項中、「共済契約申込書」とあるのは「復活請求書」と読み替えます。
 - (5) 第12条第1項中、「契約時」とあるのは「契約時または復活時」と読み替えます。

■共済契約証書

第16条 次の各号の場合には、会社は共済契約証書を発行しません。

- (1) 共済契約が自動更新されたとき
- (2) 共済契約を復活したとき

別表 対象となる重度障害状態

目・耳・言語・そ しゃくの障害	(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの (3) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
上・下肢の障害	(4) 1 上肢または 1 下肢の用を全く永久に失ったもの
中枢神経系・精神・胸腹部臓器の障害	(5) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
内臓の障害	(6) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの (7) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したものの (8) 心臓に人工弁を置換したもの (9) 肝臓の機能に著しい障害を永久に残したもののまたは肝移植を受けたもの (10) 腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの (11) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの (12) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの

備考（重度障害状態）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$1/4(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

(1) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上肢の完全運動麻痺、または3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）中の2関節以上の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。この場合、「上肢の用を全く永久に失ったもの」には、上肢を手関節以上で失った場合を含みます。

(2) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、下肢の完全運動麻痺、または3大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中の2関節以上の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。この場合、「下肢の用を全く永久に失ったもの」には、下肢を足関節以上で失った場合を含みます。

(3) 関節の完全強直には、人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合を含みます。

5. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

6. 呼吸器の機能の障害

「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が50Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。

7. 酸素療法

「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行なうことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日間継続して受けたものをいいます。

8. 恒久的心臓ペースメーカーの装着

- (1) 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。
- (2) すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。

9. 人工弁の置換

- (1) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。
- (2) 人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

10. 肝臓の機能の障害

「肝臓の機能に著しい障害を永久に残し」とは、表1のいずれかの臨床所見が得られ、かつ、表2の検査所見の判定基準をすべて満たす、回復の見込のない肝臓の機能低下をいいます。

表1 臨床所見

<ul style="list-style-type: none"> ・腹水貯留 ・食道静脈瘤

表2 検査所見

検査項目	判定基準
1. 血清アルブミン	3.5g/dl 以下
2. 血小板	10万/μl 以下
3. ICG試験 15分血中停滞率	20%以上

11. 腎臓の機能の障害

「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものであります。

12. 人工透析療法

「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行なう療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除きます。

13. 腎移植

「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

14. 人工ぼうこう

「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。

15. 直腸の切断

「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。

16. 人工肛門

「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

身体部位の名称は次の図のとおりとします。

